

条例指定特定非営利活動法人 (条例指定NPO法人)

制 度 の 手 引

この手引は、大阪府に対して条例指定の申出等を行う場合を対象にしています。

令和7(2025)年8月

大 阪 府

本手引きの電子データをホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。
【ホームページアドレス】
<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/4goutop.html>

目 次

第1章 条例指定NPO法人制度の概要	
1 条例指定NPO 法人とは	1
2 条例指定NPO 法人制度のメリット	1
3 条例指定NPO 法人の指定基準	2
4 欠格事由	2
5 条例指定の有効期間等	3
6 条例指定の取消し	3
7 府条例指定NPO 法人になるための手続き・フローについて	4
8 条例指定NPO 法人になった後に行うこと	5
※ 簡易自己チェックシート	6
第2章 指定基準・欠格事由について	
1 条例指定基準の概要	23
2 欠格事由の概要	26
3 条例指定NPO 法人としての指定を受けるための基準	27
4 欠格事由	40
5 実績判定期間	42
第3章 条例指定の申出手続について	
1 相談・申出窓口	44
2 条例指定を受けようとする場合	46
3 条例指定の有効期間の更新を受けようとする場合	47
4 合併法人等に係る条例指定の基準の適用	49
第4章 条例指定NPO法人の運営について	
1 条例指定NPO 法人の報告義務	58
2 条例指定NPO 法人の届出義務	59
3 条例指定NPO 法人の情報公開	60
4 条例指定NPO 法人の合併	63
5 条例指定NPO 法人に対する監督等	68
【資料】	70

凡例

法	特定非営利活動促進法		
法令	特定非営利活動促進法施行令		
法規	特定非営利活動促進法施行規則		
条例	大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例		
規則	大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例施行規則		
NPO 法人	特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人		
認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 44 条第 1 項に規定する認定特定非営利活動法人		
特例認定 NPO 法人	特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項に規定する特例認定特定非営利活動法人		
条例指定 NPO 法人	大阪府地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めるための手続等に関する条例第 2 条第 4 項に規定する特定非営利活動法人		
所轄庁	特定非営利活動促進法第 9 条に規定するその主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)		
措法	租税特別措置法	措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則	法人法	法人税法
所令	所得税法施行令	所規	所得税法施行規則

条例指定、条例指定の有効期間の更新の申出書等、各種報告等の書式については、別冊の「条例指定NPO法人制度の手引—申出書等書式編—」を参照してください。